

東京都補聴器の購入費の補助に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都と特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が一体となって、補聴器を必要とする都民が補聴器を購入する費用を負担することにより、より良いコミュニケーションを確保するとともに社会参加を助長し、もって都民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（東京都の措置）

第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、区市町村が条例を制定して行う補聴器を必要とする都民が補聴器を購入する費用に対する助成に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

（対象者）

第三条 この条例による補助の対象となる助成を区市町村から受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 東京都の区域内に住所を有する十八歳以上の者であること。
- 二 一耳の聴力レベルがおおむね四十デシベル以上であり、耳鼻咽喉科を標ぼうする医師が補聴器の装用を必要と認める者であること。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けることができる者を除く。

（補助の対象）

第四条 この条例による補助は、東京都規則（以下「規則」という。）に定める事由により補聴器を購入する対象者に対し、区市町村が助成する場合を対象とする。

2 この条例による補助の対象となる助成経費として認める補聴器の台数は、一耳につき一台とし、その構造は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）

別表の規定による補聴器の基本構造を満たすものとする。

（補助金の額）

第五条 この条例による補助金の額は、対象者が補聴器を購入する費用に対し、区市町村が助成する額の総額とする。ただし、補助金の額は、補聴器一台につき六万八千五百円を上限として算出する。

（補助金の交付申請）

第六条 この条例による補助金の交付を受けようとする区市町村は、規則の定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第七条 知事は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付を決定し、区市町村に通知するものとする。

（補助金の返還）

第八条 知事は、区市町村に補助金を交付した後に当該区市町村が当該補助金を返還すべき事実を確認したときは、当該区市町村に対し、その返還を請求することができる。

（報告及び調査）

第九条 知事は、必要があると認めるときは、区市町村に対し、補助金の執行状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（調整）

第十条 東京都は、区市町村が条例を制定して行う助成の実施について、区市町村と連携を図り、補聴器が効果的に使用されるための調整が適切に行われるよう努めなければならない。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(提案理由)

補聴器を必要とする都民が補聴器を購入する費用を負担することにより、より良いコミュニケーションを確保するとともに社会参加を助長し、都民の福祉の向上を図る必要がある。